大阪市社会福祉審議会条例施行規則

平成25年9月30日

大阪市規則第175号

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪市社会福祉審議会条例（平成12年大阪市条例第19号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会）

第２条　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第１項の規定により置かれる専門分科会のほか、同条第２項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

(1)　高齢者福祉専門分科会　高齢者福祉に関する事項

(2)　地域福祉専門分科会　地域福祉に関する事項

(3)　社会福祉施設・法人選考専門分科会　社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に係る審査に関する事項

２　専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び法第９条第１項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）で組織する。

３　専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

（専門分科会の会議）

第３条　専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

２　専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

４　臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。

（審査部会）

第４条　社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第３条第１項の規定により置かれる審査部会

に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

２　審査部会の会議は、審査部会長が招集する。

３　審査部会は、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

（専門分科会の部会）

第５条　審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。

２　部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）で組織する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

４　部会の会議は、部会長が招集する。

５　部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　部会の議事は、出席した委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委員）の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、福祉局において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年11月30日規則第119号）

この規則は、平成30年12月１日から施行する。